平成３０年（フ）第６０号
茨城県龍ケ崎市佐貫３丁目24番地５　スプレンドＡ102号室
債務者　伊藤　澄男
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第６１号
茨城県龍ケ崎市佐貫３丁目24番地５　スプレンドＡ102号室
債務者　伊藤みとり
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第１２０号
山梨県甲府市塩部４丁目14番10号レジデンス松美303
債務者　西野よしみ
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２８号
山梨県南巨摩郡身延町相又1416番地
債務者　望月　一彦
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６７号
北海道苫小牧市沼ノ端中央２丁目９番18号
債務者　櫻庭　優季
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第７０号
北海道勇払郡むかわ町穂別81番地35
債務者　岩藤　亮太
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第２７号
長野県小諸市加増１丁目３番２号　市営住宅115号
債務者　高橋ドウアンペンこと　トンディードウアンペン
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第４３４号
愛知県あま市七宝町安松13丁目12番地　コーポアリス202号
債務者　村井真由美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８６号
三重県鈴鹿市西冨田町652番地
債務者　大杉　吉滿
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第８７号
三重県鈴鹿市西冨田町652番地
債務者　大杉　裕子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３０８号
神戸市須磨区東落合２丁目19番304―116号
債務者　政春　　明
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８７号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井440番地
債務者　加藤　武正
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８８号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井440番地
債務者　加藤美紀子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１００号
宮崎市大字本郷南方4023番地　県営住宅６棟12号
債務者　鬼束　栄子（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３６号
宮城県角田市角田字赤沼183番地３　今泉孝夫方
債務者　今泉　玄吉
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第４７号
福島市飯坂町字馬場４番地の８大門荘31号
債務者　佐藤　政文
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第５号
栃木県真岡市亀山３丁目５番地５
債務者　松本　　愛
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部